

「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直し」に関する意見書

平成19年2月6日に警察庁から各都道府県警察本部あてに、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直し」に関する通達が出され、神奈川県では同年9月1日から施行された。

内容は、駐車禁止除外について、①除外措置の対象とする車両の見直し、②身体障害者等の対象範囲等の見直し、③除外標章の交付対象の見直しである。

現在、身体障害者手帳を持っている方で、視覚障害2級、下肢障害4級、体感機能障害3級、内部障害3級以上で、歩行困難と認められるもののほか、重度の知的障害の方と同居し、介護する方について、公安委員会から交付された標章を掲示すれば、駐車禁止区域内、法定禁止区域（駐停車禁止区域内などを除く。）でも、ほかの交通の妨害とならない限り駐車が認められている。

この度の身体障害者等の対象範囲等の見直しは、平衡聴覚障害の3級までが新たに認められたものの、下肢障害については4級まで認められていたものを3級の1までに縮小し、すでに標章が発行されている方については、施行日から3年間に限り引き続き駐車が認められるというものである。

川崎市内では、廃止の影響が及ぶ対象者数は約4,000人とみられるが、下肢障害の3級の2、3級の3及び4級の方が、駐車スペースに限りのある障害者施設を利用する場合、遠く離れた有料駐車場に車を止めて、長い距離を歩くことは困難である。許可が取り消された場合、経済的にも身体的にも新たな負担を強いられることから、障害を持つ方々からも見直しの中止を求める声が寄せられている。

よって、国におかれては、これらの事情を勘案し、現在認められている下肢障害4級までの方については、今後も許可を継続するため通達を改訂されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
警察庁長官